

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年11月臨時評議員会

令和7年11月27日（木）午後1時30分

豊田市民文化会館 展示室C・D

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選出
- 4 議決事項
議案第7号 合併契約の承認について
- 5 そ の 他

公益財団法人 豊田市文化振興財団 評議員

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
石 崎 正 樹	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 室長
加 藤 元 康	豊田文化団体協議会 会長
小 島 香 代 子	元公益財団法人高橋記念美術文化振興財団 評議員
酒 井 辰 範	一般社団法人豊田青年会議所 理事長
辻 邦 恵	豊田市副市長
中 原 純	中京大学現代社会学部 准教授
村 田 眞 宏	豊田市博物館 館長

公益財団法人 豊田市文化振興財団 監事

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
兼 子 浩 一	税理士
竹 内 未 帆	豊田市総務部 副部長

令和7年度 議案第7号

合併契約の承認について

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第251条第1項の規定に基づき、合併契約の承認に関する決議を得たいからである。

合 併 契 約 書

公益財団法人豊田市文化振興財団（以下「甲」という。）と公益財団法人豊田市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人豊田市文化振興財団

住所 愛知県豊田市小坂町 12 丁目 100 番地

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人豊田市国際交流協会

住所 愛知県豊田市小坂本町 1 丁目 25 番地

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（合併承認）

第3条 甲及び乙は、本契約につき、それぞれ評議員会の承認を得るものとする。

（停止条件）

第4条 本契約は、前条に規定するそれぞれの評議員会の承認が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

（法人財産の引継ぎ）

第5条 乙は、令和7年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財団の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の職員を乙の職員種別に応じて、甲の職員として引き継ぐものとする。

2 前項の規定により甲の職員となる者の給与等雇用条件は、甲の規定に定めるところによるものとし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

(名称)

第8条 合併後の甲の名称は、公益財団法人豊田市文化振興財団とする。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 本吸収合併登記に要する費用は、甲が負担するものとする。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

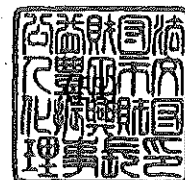
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

令和7年11月13日

甲 愛知県豊田市小坂町12丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団

理事長

豊田 彬子



乙 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地
公益財団法人豊田市国際交流協会

理事長

佐伯 英恵

